



行政の焦点

セクシュアルハラスメントという言葉が耳にするようになって久しいですが、みなさんの職場における対策は万全でしょうか。

セクシュアルハラスメントと聞くと女性に対する性的嫌がらせと思われる方が多いかも知れませんが、男性に対するものも含まれます。職場におけるセクシュアルハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける許されない行為であり、いったん発生すると、被害者に加え行為者も退職に至る場合があるなど双方にとって取り返しのつかない事態となる

ばかりか、企業にとっても社会的評価に大きな影

職場のセクシュアルハラスメント対策は万全ですか？

響を与える問題となります。

男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアルハラスメント対策として雇用上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけており、その具体的な措置として、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用上講ずべき措置についての指

針（平成18年厚生労働省告示第615号）」において9項目示しています。指針で示された9項目のポイントは次のとおりです。

● 方針の明確化および周知・啓発

① 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容・セクシュアルハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、

相談の内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。

● 迅速かつ適切な対応
⑤ 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

⑥ 事実確認ができた場合は、行為者および被害者に対する措置を適正に行うこと。

⑦ 再発防止に向けた措置を講ずること。

⑨ 相談したことが、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

つまり、普段から事案の発生防止に力を入れ、いざ事が起きたときに対処できる仕組みを用意しておき、事が起きたときは適切に対応するというもので、これらの措置は企業規模に関係なく必ず講じなければならぬものです。

● 併せて講ずべき措置
⑧ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。

職場におけるセクシュアルハラスメント対策は、特に、未然の防止が重要です。新入社員を迎える時期となりました。いま一度、職場の点検をお願いします。

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係（方面）

〈052〉961-8653

安全衛生係（安全衛生課）

〈052〉961-8654